

「租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める件の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令和7年9月18日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

「租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める件の一部を改正する告示案」について、令和7年7月29日から8月27日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続きを実施いたしました。

その結果、募集期間においてご意見は寄せられませんでしたので、公表した概要に基づき、当該告示を定めることとしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部企画グループ

代表：03-3502-8111（4168）

直通：03-6744-2278